滋賀県私立学校特別修学補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、私立高等学校等に在籍する生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、私立高等学校等の健全な発展に資するため、学校法人に対して、予算の範囲内で滋賀県私立学校特別修学補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 私立高等学校等 滋賀県に所在する私立高等学校および私立中等教育学校後期課程をいう。
 - (2) 生徒

補助対象年度に私立高等学校等に在籍する生徒をいう。

(3)保護者等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第2項第3号に規定する保護者等のうち、滋賀県内に住所を有する者をいう。

(4)授業料

私立高等学校等への納付金のうち、学則等において定められた授業料(授業料等と定める場合は授業料以外の費用を除いたもの)をいう。

(5)学校法人

私立高等学校等を設置する学校法人をいう。

(補助対象者および補助対象経費)

第3条 知事は、学校法人が本要綱に基づく授業料減免事業(以下「補助事業」という。) により生徒の授業料を減免するときは、当該学校法人に対して別表に定める補助単価の 範囲内でこれに要する経費を補助するものとする。

(補助対象除外経費)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、学校法人が行う補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象経費としない。
 - (1)休学中の生徒の授業料を減免するために要する経費
 - (2) 学校法人が独自の基準により、特定の生徒の授業料を減免し、または授業料相当額を給付するために要する経費

- (3)別表の要件を満たさない生徒の授業料を減免するために要する経費
- (4)「滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金」の貸与を受けている生徒の授業料を減免するために要する経費

(交付申請)

- 第5条 保護者等から所得を証明する書類等を添付した授業料減免申請書(別記様式第1号)を受けた学校法人が補助金の交付を申請するときは、規則第3条の規定による交付申請書(別記様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1)授業料減免事業計画書(別記様式第3号)
 - (2)授業料減免対象者名簿(別記様式第4号)
 - (3)申請に係る私立高等学校等の学則(授業料に関する規程を含む。)

(交付条件)

- 第6条 規則第5条第1項に規定する補助金交付の条件は、次の各号のとおりとする。
- (1)学校法人は、補助金交付の決定について通知を受けたときは、保護者等に対して授業料減免決定通知書(別記様式第5号)により通知するとともに、直ちに授業料の減免措置を講じ、保護者等から授業料減免確認書(別記様式第6号)の提出を受けなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた学校法人は、この補助事業の実施状況および経費の収支を明らかにした帳簿、証拠書類その他関係書類を備え、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5か年間保存しなければならない。

(事業の変更)

- 第7条 学校法人は、補助金の交付の決定を受けた後、補助事業の内容変更により補助金の 交付額に変更を生じる場合は、速やかに補助金交付額の変更交付申請書(別記様式第7号) に次の各号に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1)授業料減免事業変更計画書(別記様式第8号)
 - (2)授業料減免対象者異動簿(別記様式第9号)

(補助金の交付)

第8条 補助金は、原則として規則第15条の規定による概算払により交付するものとする。 学校法人は概算払により補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書(別記様式 第10号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた学校法人は、補助事業が完了した後1か月以内または補助

- 対象年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期に規則第12条に規定する実績報告書 (別記様式第11号)に次の各号に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (1)授業料減免事業完了調書(別記様式第12号)
- (2)授業料減免対象者名簿(別記様式第4号)
- (3)確認調書 (別記様式第13号)
- (4)授業料減免対象者異動簿(別記様式第9号)(執行残額が生じた場合のみ)

(標準事務処理期間)

- 第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。
 - (1)規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して40日以内に行うものとする。
 - (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に変更交付決定を行うものとする。
 - (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(指示または検査)

第11条 知事はこの補助金に関し、補助金の交付を受けた学校法人に対して必要な指示を し、または書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(機密保持)

第12条 学校法人は、この補助事業の遂行にあたって、生徒および保護者等について知り 得た事実を他に漏らしてはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 学校法人は、第5条の規定に基づく交付申請、第7条の規定に基づく事業の変更、 第8条の規定に基づく補助金の交付、第9条に基づく実績報告については、滋賀県インタ ーネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第 1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付則

この要綱は、昭和50年9月25日から施行し、昭和50年度の補助金から適用する。

付則

この要綱は、昭和 51 年 7 月 26 日から施行し、昭和 51 年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、昭和 52 年 8 月 14 日から施行し、昭和 52 年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、昭和53年6月24日から施行し、昭和53年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 17 日から施行し、昭和 56 年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、平成2年5月21日から施行し、平成2年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、平成5年5月17日から施行し、平成5年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、平成 11 年 8 月 31 日から施行し、平成 11 年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、平成13年5月29日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、平成 15 年 6 月 23 日から施行し、平成 15 年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、平成 16 年 5 月 20 日から施行し、平成 16 年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、平成17年6月8日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、平成 18 年 6 月 7 日から施行し、平成 18 年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、平成 21 年 9 月 29 日から施行し、平成 21 年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、平成22年7月14日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、平成27年6月22日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、平成28年6月14日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、平成30年6月13日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、令和元年6月25日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

付則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、令和3年6月18日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。 付則

この要綱は、令和6年6月14日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

			補助単価	
	区分	補助対象	全日制	通信制
			定時制	(単位制)
1	通常分	高等学校等就学支援金または滋	59,400 円/年	2,406 円/単位
		賀県私立高等学校等学び直し支		※通算 74 単位
		援金(以下、学び直し支援金とい		年間 30 単位上限
		う。) の支給対象であり、加算支		
		給の対象とならない者		
		上記補助対象者のうち、補助対象	59,400 円/年	2,406 円/年
		年度の7月1日時点で、当該保護	(上記補助単価に	(上記補助単価に加
		者等が扶養する23歳未満の兄弟	加算)	算)
		姉妹が上記生徒を含めて3人以		
		上いる者		
2	特例補助	高等学校等就学支援金および学	加算あり	加算あり
		び直し支援金の支給対象となら	297,000 円/年	12,030 円/単位
		ない者であって、保護者等の所得		※年間 30 単位上限
		が学び直し支援金の所得制限基	加算なし	加算なし
		準以下である者	178, 200 円/年	7, 218 円/単位
		(加算区分等は学び直し支援金		※年間 30 単位上限
		に準ずる)		
3	家計急変	入学後に発生した保護者等の失	別に定める	
		職、倒産などの家計急変による経		
		済的理由から授業料の納付が困		
		難となった者		
4	被災	国の被災児童生徒就学支援事業	別に定める	
		の対象となる災害に被災したこ		
		とにより、授業料の納付が困難と		
		なった者		

⁽注)区分1および区分2の補助対象は、第2条(3)に基づく保護者等が滋賀県内に住所を 有することの基準日を、補助対象年度の7月1日時点とする。